

# 平成26年12月 市議会定例会 議案概要書

## <議案>

### A 予算案件（11件）

#### 1 一般会計

##### （1）平成26年度富山市一般会計補正予算（第4号）

- ア 歳入歳出予算補正
- イ 繰越明許費
- ウ 債務負担行為補正
- エ 地方債補正

#### 2 特別会計

##### （1）平成26年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （2）平成26年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （3）平成26年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （4）平成26年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （5）平成26年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

##### （6）平成26年度富山市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正

- (7) 平成26年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
  - ア 歳入歳出予算補正

### 3 企業会計

- (1) 平成26年度富山市水道事業会計補正予算(第2号)
  - ア 債務負担行為補正
  
- (2) 平成26年度富山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
  - ア 収益的支出
  
- (3) 平成26年度富山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
  - ア 収益的支出
  - イ 資本的支出

## B 条例案件(17件)

- 1 富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる合議制の機関として、富山市個人情報保護審査会を位置づける。
  
  - (2) 施行期日 公布の日
  
- 2 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正(公布の日施行)
    - ア 給料表の給料月額を平均0.3%引き上げる
  
    - イ 平成26年12月に支給される勤勉手当の支給月数の改定
      - (ア) 一般職員  
「100分の67.5」 → 「100分の82.5」
      - (イ) 特定幹部職員(部次長級以上)  
「100分の87.5」 → 「100分の102.5」
      - (ウ) 再任用職員  
「100分の32.5」 → 「100分の37.5」

ウ 初任給調整手当の改正

(ア) 医療職給料表の適用を受ける職員の上限額の改定

「月額 306,000円」 → 「月額307,000円」

(イ) 看護師及び准看護師の上限額の改定

「月額 20,800円」 → 「月額21,200円」

(2) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正（平成27年4月施行）

ア 給料表の給料月額を平均2%引き下げる

イ 平成27年4月以降に支給される勤勉手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

6月支給 「100分の67.5」 → 「100分の75」

12月支給 「100分の82.5」 → 「100分の75」

(イ) 特定幹部職員

6月支給 「100分の87.5」 → 「100分の95」

12月支給 「100分の102.5」 → 「100分の95」

(ウ) 再任用職員

6月支給 「100分の32.5」 → 「100分の35」

12月支給 「100分の37.5」 → 「100分の35」

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員の地域手当の支給割合の改定

「100分の15」 → 「100分の16」

エ 単身赴任手当の改正

(ア) 支給額の改定

単身赴任手当基礎額

「月額23,000円」 → 「月額30,000円」

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の上限額

「月額45,000円」 → 「月額70,000円」

(イ) 支給対象の追加

単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加える。

オ 管理職員特別勤務手当の支給対象の追加

管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務日の深夜（午前0時から午前5時まで）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で管理職員特別勤務手当を支給する。

カ 寒冷地手当の支給対象の改正

地域を定めて支給していた寒冷地手当を廃止し、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市長が定めるものに在勤する職員に対してのみ寒冷地手当を支給する。

キ 55歳を超える職員の給料月額の特例減額支給等の期間を、平成30年3月31日までとする。

(3) 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（公布の日施行）

ア 給料表の給料月額を平均0.3%引き上げる

イ 平成26年12月に支給される期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

(4) 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（平成27年4月施行）

ア 給料表の給料月額を平均2%引き下げる

イ 平成27年4月以降に支給される期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の155」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の155」

(5) 施行期日 (1)、(3)は公布の日、(2)、(4)は平成27年4月1日

3 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 平成26年12月に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

(2) 平成27年4月以降に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(3) 施行期日 (1)は公布の日、(2)は平成27年4月1日

4 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正

ア 平成26年12月に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

イ 平成27年4月以降に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正

ア 平成26年12月に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

イ 平成27年4月以降に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(3) 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正

ア 平成26年12月に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

イ 平成27年4月以降に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(4) 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正

ア 平成26年12月に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

イ 平成27年4月以降に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(5) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正

ア 平成26年12月に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定

「100分の155」 → 「100分の170」

イ 平成27年4月以降に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の140」 → 「100分の147.5」

12月支給 「100分の170」 → 「100分の162.5」

(6) 施行期日 (1)ア、(2)ア、(3)ア、(4)ア、(5)アは公布の日、(1)イ、(2)イ、(3)イ、(4)イ、(5)イは平成27年4月1日

## 5 富山市ガラス美術館条例制定の件

### (1) 趣旨

美術に関する知識の普及及び教養の向上並びにまちなかの賑わい創出に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、富山市ガラス美術館を設置するもの。

### (2) 位置 富山市西町5番1号

### (3) 事業

- ア 現代ガラス美術を中心とする美術品並びに美術に関する情報及び資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- イ 美術品等に関する専門的な調査研究に関すること。
- ウ 美術に関する解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- エ 美術に関する講演会、研究会等の教育普及活動に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために必要な事業

### (4) 施設

- ア 展示室
- イ ギャラリー
- ウ グラス・アート・ガーデン
- エ アからウまでに掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために必要な施設

### (5) 観覧料

区 分	金 額（円）	
	個 人	団体（20人以上）
常設展観覧料（ガラス・アート・ガーデン観覧料を含む。備考において同じ。）	185	150
企画展観覧料	2,000円の範囲内でその都度市長が定める額	

備考 小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする。

(6) 特別観覧料

区 分	単 位	金額 (円)
撮影	1点につき1回	4,000
模写	1点につき1回	2,000
模造	1点につき1回	2,000
写真原板の使用	1点につき1回	3,000
デジタルデータの使用	1点につき1回	3,000

備考 撮影、写真原板の使用及びデジタルデータの使用は、学術研究を目的として行う場合は、無料とする。

(7) ギャラリー使用料

種 別	金額 (円)
ギャラリー1	日額 6,700
ギャラリー2	日額 3,300
全室を使用する場合	日額 9,000
附属設備	市長が別に定める額

備考

- 1 ギャラリーの利用者が入場料等を徴収する場合は、次の区分（入場料等が2種類以上ある場合は、最高額とする。）により加算する。
  - (1) 入場料等が1,001円以上2,000円以下のときは、この表に定める額（以下「所定額」という。）の30パーセントに相当する額
  - (2) 入場料等が2,001円以上3,000円以下のときは、所定額の50パーセントに相当する額
  - (3) 入場料等が3,001円以上のときは、所定額の80パーセントに相当する額
- 2 冷房又は暖房期間中にギャラリーを使用する場合は、所定額の20パーセントに相当する額（以下「冷暖房料金」という。）を加算する。
- 3 利用者が展示品の搬入及び搬出のためギャラリーを使用する場合の使用料は、所定額の30パーセントに相当する額とする。ただし、冷房又は暖房期間中は、当該30パーセントに相当する額に冷暖房料金を加算した額とする。

(8) 施行期日 平成27年8月22日

6 富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 図書館本館の移転

「富山市丸の内一丁目4番50号」

↓

「富山市西町5番1号」

(2) 施行期日 平成27年8月22日

7 富山市民生委員定数条例制定の件

(1) 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（第3次一括法）による民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を規定するもの。

(2) 民生委員の定数を877人とする。

(3) 関係法令等

ア 法律 民生委員法（昭和23年法律第198号）

イ 通知 民生委員・児童委員の定数基準について（平成25年7月8日雇児発第9号、社援発第7号通知）

(4) 施行期日 平成27年4月1日

8 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 名称の変更

「指定医療機関」 → 「指定発達支援医療機関」

(2) 引用条文の改正

(3) 施行期日 平成27年1月1日

9 富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 趣旨

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準等を定めるもの。

(2) 地域包括支援センターの人員に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 地域包括支援センターを設置することができる者は、次のいずれにも該当しないものとする。

(ア) その役員が暴力団員であるもの

(イ) 暴力団員がその事業活動を支配するもの

(3) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

(4) 施行期日 平成27年4月1日

10 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 趣旨

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるもの。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる法人は、次のいずれにも該当しないものとする。

(ア) その役員が暴力団員であるもの

(イ) 暴力団員がその事業活動を支配するもの

イ 記録の保存年限は、5年とする。

(3) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

(4) 施行期日 平成27年4月1日

11 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 趣旨

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。

(2) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 指定介護予防支援事業者の指定を受けることができる法人は、次のいずれにも該当しないものとする。

(ア) その役員が暴力団員であるもの

(イ) 暴力団員がその事業活動を支配するもの

イ 記録の保存年限は、5年とする。

(3) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

(4) 施行期日 平成27年4月1日

12 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 臨時営業の許可に関する事務手数料の追加

区 分	金 額
飲食店の営業の許可	5, 000円
喫茶店の営業の許可	3, 000円
菓子製造業の許可	4, 000円
アイスクリーム類製造業の許可	4, 000円
乳類販売業の許可	3, 000円
食肉販売業の許可	3, 000円
魚介類販売業の許可	3, 000円

(2) 施行期日 平成27年1月5日

13 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) スポーツ施設の追加

ア 名称及び位置

名 称	位 置
富山市スポーツ・カヌーセンター	富山市八尾町高熊10番地1

イ 供用日時

供用日	供用時間
1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分まで

ウ 使用料

無料

(2) 附則で次の条例の規定を整備

富山市公民館条例の一部改正

富山市立室牧公民館高熊分館の廃止

(3) 施行期日 平成27年4月1日

#### 14 富山市富山駅自由通路条例制定の件

##### (1) 趣旨

富山駅周辺において、歩行者の往来の利便、交通の円滑化及び賑わいの創出を図るため、富山市富山駅自由通路を設置するもの。

##### (2) 位置 富山市明輪町73番1号

##### (3) 行為の禁止

自由通路においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、ウからキまでに掲げる行為であって、許可に係るものについては、この限りでない。

ア 交通事業者の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

イ 自由通路を損傷し、又は汚損すること。

ウ はり紙又ははり札をすること。

エ 業として写真又は映画を撮影すること。

オ 興行を行うこと。

カ 募金その他これらに類する行為をすること。

キ 物品の販売その他これらに類する行為をすること。

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が自由通路の管理に支障があると認める行為をすること。

##### (4) 許可を受け専用使用する際の使用料

区 分	単 位	金 額 (円)
使用時間が5時間以下の場合	1平方メートルにつき1時間	20
使用時間が5時間を超える場合	1平方メートルにつき1時間	18
附属設備	規則で定める額	

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

##### (5) 施行期日 規則で定める日

15 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 路面電車施設の追加

名 称	起 点	終 点
富山駅南北接続線	富山市明輪町73番 1地先	富山市新富町一丁目 6番1地先

(2) 施行期日 規則で定める日

16 富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 借上げによる市営住宅の追加

パナメゾン布瀬	富山市布瀬町二丁目17番25号
---------	-----------------

(2) 施行期日 規則で定める日

17 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の改正

(2) 施行期日 公布の日

## C 契約案件（8件）

1 工事請負契約締結の件

- (1) 富山市公設地方卸売市場新冷蔵庫棟改築主体工事
- (2) 富山市公設地方卸売市場新冷蔵庫棟改築冷却・防熱設備工事

2 工事委託変更契約締結の件

- (1) 富山駅南北接続線軌道施設（その1）工事業務
- (2) 富山駅南北接続線軌道施設（その2）工事業務
- (3) 富山駅南北接続線軌道施設（その3）工事業務

3 工事請負変更契約締結の件

- (1) 富山駅南北自由通路等整備工事
- (2) 富山駅南口駅前広場整備工事
- (3) 富山駅南口駅舎前シェルター設置工事

## D その他の議決案件（3件）

- 1 財産取得の件  
（1）西町南地区公益施設照明設備
- 2 字の区域の変更の件  
総曲輪西地区第一種市街地再開発事業（総曲輪三丁目地区）
- 3 市道路線の認定及び廃止の件

## <その他>

## E 承認案件（1件）

- 1 専決処分について承認を求める件  
（1）控訴の提起の件  
専決日 平成26年9月29日

## F 報告案件（1件）

- 1 専決処分報告の件（1件）  
（1）損害賠償請求に係る和解の件  
（交通事故以外の事故4件）

平成26年12月補正額会計別内訳

1 一般会計

(単位：千円)

会計名	款	補正前の額	補正額	計	
一般会計	歳入				
	12分担金及び負担金	3,028,338	800	3,029,138	
	14国庫支出金	18,516,440	112,017	18,628,457	
	15県支出金	7,446,308	212,491	7,658,799	
	18諸収入	3,821,315	8,297	3,829,612	
	19市債	18,349,600	217,737	18,567,337	
	20寄附金	68,290	13,500	81,790	
	21繰越金	1,282,287	56,725	1,339,012	
	歳入合計	158,918,708	621,567	159,540,275	
	歳出				
	1 議会費	817,225	9,578	826,803	
	2 総務費	17,721,544	▲127,841	17,593,703	
	3 民生費	52,241,466	284,547	52,526,013	
	4 衛生費	11,500,933	71,865	11,572,798	
	5 労働費	764,855	▲1,432	763,423	
	6 農林水産業費	3,991,992	93,375	4,085,367	
	7 商工費	4,596,063	▲8,687	4,587,376	
	8 土木費	23,688,445	156,113	23,844,558	
	9 消防費	5,663,379	50,263	5,713,642	
	10 教育費	12,787,428	50,736	12,838,164	
	11 災害復旧費	19,500	43,050	62,550	
	12 公債費	25,025,878		25,025,878	
	歳出合計	158,918,708	621,567	159,540,275	

2 特別会計

(単位：千円)

会計名	款	補正前の額	補正額	計	
後期高齢者医療事業	歳入				
	2 繰入金	5,118,565	3,069	5,121,634	
	歳入合計	9,199,508	3,069	9,202,577	
	歳出				
	1 総務費	257,125	3,069	260,194	
歳出合計	9,199,508	3,069	9,202,577		
介護保険事業	歳入				
	7 繰入金	5,636,025	3,392	5,639,417	
	歳入合計	38,895,379	3,392	38,898,771	
	歳出				
	1 総務費	731,188	3,392	734,580	
歳出合計	38,895,379	3,392	38,898,771		
国民健康保険事業	歳入				
	8 繰入金	2,012,660	▲5,404	2,007,256	
	10 諸収入	61,470	2	61,472	
	歳入合計	40,680,576	▲5,402	40,675,174	
	歳出				
	1 総務費	430,518	▲5,402	425,116	
歳出合計	40,680,576	▲5,402	40,675,174		

会 計 名		款	補正前の額	補 正 額	計
牛岳温泉健康センター事業	歳入				
		1 繰入金	52,471	2,067	54,538
		歳入合計	52,471	2,067	54,538
	歳出				
		1 牛岳温泉事業費	52,471	2,067	54,538
		歳出合計	52,471	2,067	54,538
牛岳温泉スキー場事業	歳入				
		2 繰入金	53,073	▲7,003	46,070
		歳入合計	177,273	▲7,003	170,270
	歳出				
		1 スキー場事業費	138,122	▲7,003	131,119
		歳出合計	177,273	▲7,003	170,270
農業共済事業 (家畜共済勘定)	歳入				
		2 繰越金		234	234
		歳入合計	15,246	234	15,480
	歳出				
		1 諸支出金	15,246	234	15,480
		歳出合計	15,246	234	15,480
公設地方卸売市場事業	歳入				
		3 繰入金	71,965	16,059	88,024
		歳入合計	878,835	16,059	894,894
	歳出				
		1 公設地方卸売市場費	799,758	16,059	815,817
		歳出合計	878,835	16,059	894,894
特別会計予算総額			132,314,133	12,416	132,326,549

### 3 企業会計

(単位：千円)

会 計 名		款	既決予定額	補正予定額	計
工業用水道事業	収益				
	支出	1 工業用水道事業費	353,519	1,106	354,625
公共下水道事業	収益				
		支出	1 下水道事業費	15,812,843	▲5,749
	資本				
		支出	1 資本的支出	15,377,048	8,037
企業会計予算総額(支出)			44,965,916	3,394	44,969,310

平成26年12月補正予算内訳（人件費以外）

1 一般会計

（単位：千円）

(所 属 名) 事 業 費	財 源 内 訳					説 明	
	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源		
(企画調整課) 企画事務費	10,982					10,982	1 旧総曲輪小学校跡地外構解体撤去工事等 2 西町南地区複合施設整備事業消耗品費
(文化国際課) 文化振興事業費	2,000				2,000 (寄附金)		1 文化事業基金積立金
(ガラス美術館設置準備室) ガラスの街づくり事業費							1 債務負担行為追加
	(債務負担行為補正) 1追加						
	事 項		期 間		限 度 額		
	屋外ショーケース設置等事業費		平成26年度 ～ 平成27年度		10,000		
	ガラス・アート・ガーデン等常設 展示用造作整備（その2）業務等 委託費		平成26年度 ～ 平成27年度		125,000		
ガラス美術品等取得基金費	10,000				10,000 (寄附金)		1 ガラス美術品等取得基金積立金
(選挙管理委員会事務局) 県議会議員選挙費	13,673		13,673				1 選挙準備等に係る経費 2 債務負担行為追加
	(債務負担行為補正) 1追加						
	事 項		期 間		限 度 額		
	県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託費		平成26年度 ～ 平成27年度		18,101		
(財政課) 公債管理特別会計繰出金					4,251 (使用料及び手数料)	▲4,251	1 財源更正
(社会福祉課) 生活保護事務費	1,512		1,512				1 生活保護システム改修業務委託料
福祉奨学基金費	1,500				1,500 (寄附金)		1 福祉奨学基金積立金
(障害福祉課) 心身障害者福祉施設等 整備事業費	7,485		4,990			2,495	1 スプリンクラー設備整備補助金
障害児通所給付事業費	88,367	44,183	22,090			22,094	1 児童発達支援事業扶助費 2 基準該当放課後等デイサービス事業扶助費 3 放課後等デイサービス事業扶助費
(子育て支援課) 私立保育所等補助事業費	194,225		129,484	51,800		12,941	1 私立保育所施設整備補助金

(所 属 名) 事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳					説 明
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
(家庭児童相談課) 子育て世帯臨時特例給 付金支給事業費	34,710	34,710					1 子育て世帯臨時特例給 付金支給事業補助金
児童養護施設事業費	1,539				1,539 (諸収入)	0	1 愛育園貯水槽修繕料
(長寿福祉課) 養護老人ホーム管理運 営費	1,539				1,539 (諸収入)	0	1 慈光園貯水槽修繕料
(生活安全交通課) 安全なまちづくり推進 事業費	938		468			470	1 防犯カメラ設置補助金
(環境政策課) 環境未来都市推進事業 費	2,924					2,924	1 「環境未来都市」構想 推進国際フォーラム i n マレーシア等出席特 別旅費等
(観光振興課) 観光施設費	5,120					5,120	1 観光案内看板修正等委 託料
北陸新幹線開業プロモ ーション費	1,840					1,840	1 とやま week in 東京開催負担金等
(山田産業建設課) 牛岳温泉健康センター 事業特別会計繰出金	2,067				383 (諸収入)	1,684	1 牛岳温泉健康センター 事業特別会計繰出金
(農政企画課) 担い手総合支援事業費	16,700		16,700				1 農地利用集積事業補助 金
(農業水産課) 漁港管理費	5,000					5,000	1 水橋漁港浚渫工事等
(山田産業建設課) 治山事業費	2,000		1,000	1,000			1 山田中村地区治山工事
(農村整備課) 農業用施設災害復旧事 業費	27,050		17,550	8,500		1,000	1 豪雨災害復旧工事等
農地災害復旧事業費	16,000		8,000	7,200 800 (分担金及び負担金)			1 豪雨災害復旧工事
(都市再生整備課) まちなか再生推進事業 費	78,138	39,069		35,100		3,969	1 総曲輪三丁目地区市街 地再開発事業補助金
住宅政策推進事業費	400					400	1 新幹線通学補助事業補 助金等
(富山駅周辺地区都市整備事務所) 富山駅周辺地区土地区 画整理事業費	12,700					12,700	1 新幹線開業に伴う駅周 辺交通案内新聞広告料 等
(道路河川整備課) 市道整備事業費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
				事 項	期 間	限 度 額	
				市道整備事業費	平成26年度 ～ 平成27年度	82,600	

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
浸水対策事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項		期間	限度額			
	浸水対策事業費		平成26年度 ～ 平成27年度	4,000			
(道路河川管理課) リフレッシュ事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項		期間	限度額			
	リフレッシュ事業費		平成26年度 ～ 平成27年度	46,500			
(公園緑地課) 花と緑の推進事業費	1,438					1,438	1 花でつなぐフラワーリング事業委託料

## 2 特別会計

(単位：千円)

(会計名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	繰入金	
(牛岳温泉健康センター事業特別会計) 健康センター事業費	2,067					2,067	1 券売機購入費等
(農業共済事業特別会計) 家畜負担金	234				234 (繰越金)		1 富山県農業共済組合負担金

## 3 企業会計

(単位：千円)

(会計名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	企業債	その他	繰入金	
(水道事業会計) 配水施設費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
	事項		期間	限度額			
	配水施設費		平成26年度 ～ 平成27年度	370,000			

平成26年12月補正予算内訳（人件費分）

1 一般会計

（単位：千円）

款	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	一般財源
1 議会費	9,578	▲ 515	4,080	758	5,255			9,578
2 総務費	▲ 165,434	▲ 228,509	▲ 11,009	▲ 41,010	115,094		3,933	▲ 169,367
3 民生費	▲ 46,330	▲ 120,607	▲ 7,242	▲ 6,713	88,232	▲ 5,945	258	▲ 40,643
4 衛生費	68,941	▲ 9,099	22,380	10,295	45,365		221	68,720
5 労働費	▲ 1,432	▲ 448	▲ 944	▲ 40				▲ 1,432
6 農林水産業費	69,675	21,224	21,807	10,315	16,329	▲ 2,976	1	72,650
7 商工費	▲ 17,714	▲ 13,479	▲ 1,359	▲ 884	▲ 1,992			▲ 17,714
8 土木費	63,437	9,042	25,756	13,371	15,268		▲ 4,195	67,632
9 消防費	50,263	1,745	32,992	15,526				50,263
10 教育費	50,736	▲ 19,097	19,355	9,155	41,323		367	50,369
一般会計合計	81,720	▲ 359,743	105,816	10,773	324,874	▲ 8,921	585	90,056

2 特別会計

（単位：千円）

会計名	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	繰入金
後期高齢者医療事業	3,069	591	2,143	335				3,069
介護保険事業	3,392	▲ 2,172	5,110	454				3,392
国民健康保険事業	▲ 5,402	▲ 5,212	▲ 386	▲ 268	464		2	▲ 5,404
牛岳温泉スキー場事業	▲ 7,003	▲ 3,646	▲ 2,197	▲ 1,160				▲ 7,003
公設地方卸売市場事業	16,059	5,028	3,583	1,957	5,491			16,059
特別会計合計	10,115	▲ 5,411	8,253	1,318	5,955		2	10,113

3 企業会計

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費内訳				財源内訳	
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他
工業用水道事業	収益	1,106	541	275	290		1,106
公共下水道事業	収益	▲ 5,749	▲ 3,803	▲ 2,057	111		▲ 5,749
	資本	8,037	▲ 669	8,186	520		8,037
企業会計合計	収益	▲ 4,643	▲ 3,262	▲ 1,782	401		▲ 4,643
	資本	8,037	▲ 669	8,186	520		8,037
企業会計予算総額（支出）		3,394	▲ 3,931	6,404	921		3,394

# 平成26年12月 市議会定例会 議案概要書

## <議案>

### A 予算案件（1件）

#### 1 一般会計

- (1) 平成26年度富山市一般会計補正予算（第5号）
  - ア 歳入歳出予算補正

### B 条例案件（1件）

#### 1 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 出産育児一時金の支給額の見直し

支給額

「390,000円」 → 「404,000円」

加算額

「30,000円」 → 「16,000円」

- (2) 施行期日 平成27年1月1日

平成26年12月補正額会計別内訳

1 一般会計

(単位：千円)

会計名		款	補正前の額	補正額	計
一般会計	歳入				
		15県支出金	7,446,308	117,956	7,564,264
		歳入合計	158,918,708	117,956	159,036,664
	歳出				
		2総務費	17,721,544	117,956	17,839,500
	歳出合計	158,918,708	117,956	159,036,664	

平成26年12月補正予算内訳

1 一般会計

(単位：千円)

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
(選挙管理委員会事務局) 衆議院議員選挙費	117,956		117,956				1衆議院議員選挙の執行に伴う委託料等